

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

第 5 回 会 議 録



開会 平成16年6月24日(木)

閉会 平成16年6月24日(木)

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

会 議 録

会議の名称	第5回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会	
開催日時	平成16年6月24日(木) 午後1時34分開会・午後3時34分閉会	
開催場所	大野原町中央公民館3階講義室	
出席者氏名	別紙 合併協議会出席者名簿のとおり	
欠席者氏名	森 英雄	
事務局氏名	別紙 合併協議会出席者名簿のとおり	
関係者氏名	別紙 合併協議会出席者名簿のとおり	
会議事項	1 議題 別添 会議資料のとおり	2 会議結果 別添 会議録のとおり
会議の経過	別添 会議録のとおり	
会議資料	別添 会議資料のとおり	
その他の 必要事項		

第 5 回合併協議会出席者名簿

	委 員 氏 名		出欠等	委 員 氏 名		出欠等
	出席並びに 欠席委員 出席 16 名 欠席 1 名 凡 例 出席 欠席 ×	会 長	平野 清		委 員	加藤 義和
副会長		佐伯 文男		委 員	久保 等	
副会長		白川 晴司		委 員	森 英雄	×
委 員		大倉 利夫		委 員	石川美千子	
委 員		大山 保徳		委 員	合田久仁男	
委 員		高森 直二		委 員	横内十三枝	
委 員		藤田 芳種		委 員		
委 員		大久保隆敏		委 員		
委 員		井上 浩司		委 員		
委 員		美藤 広		委 員		
委 員		藤岡 勉		委 員		
委 員		合田 要		委 員		
合併協議会事務局		事務局長	大木 和郎		総務広報班	長谷川加奈子
	事務局次長	象山 稔彦		調 整 班	山地 康博	
	班長(総務広報)	石川喜代美		総務広報班	藤井久美子	
	班長(計画)	合田 善春		調 整 班	細川 勝美	
	班長(調整)	好川 高雄		計 画 班	小山 悟司	
	調 整 班	合田 博晃				
関 係 者	企画部会長	請川 剛		産業経済部会	宮崎 春雄	
	企画分科会	挽田 公孝		教育部会長	篠原 武廣	
	企画分科会	荻田 豊		産業経済部会長	田中 正二	
	住民部会	福田 政宏		観音寺市社会福祉協議会	白川 智洋	
	人権分科会長	高橋 幸男				

第5回合併協議会会議録索引

件 名	頁 数
1 開 会	1
2 会長あいさつ	1
3 委嘱状の交付	1～2
4 議 事	2～35
(1) 報告事項	2～4
(1) 報告第23号 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会委員の変更について	2～3
(2) 報告第24号 観音寺市・大野原町・豊浜町ネットワーク調査・基本計画作成業務委託契約の締結について	3～4
(2) 協議事項	4～34
(1) 協議第23号－17 各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて(継続協議)	4～5
(2) 協議第5号 財産及び債務の取扱いについて	6～8
(3) 協議第11号 条例・規則等の取扱いについて	8～10
(4) 協議第17号 消防団・海防団の取扱いについて	10～12
(5) 協議第23号－5 各種事務事業(消防・防災関係)の取扱いについて	12～14
(6) 協議第23号－4 各種事務事業(人権擁護関係)の取扱いについて	14～16
(7) 協議第23号－26 各種事務事業(人権・同和教育関係)の取扱いについて	16～17
(8) 協議第23号－25 各種事務事業(生涯学習関係)の取扱いについて	17～18
(9) 協議第23号－27 各種事務事業(文化振興関係)の取扱いについて	18～21
(10) 協議第23号－28 各種事務事業(競輪事業関係)の取扱いについて	21～27
(11) 協議第23号－29 各種事務事業(土地開発公社関係)の取扱いについて	27～28
(12) 協議第23号－30 各種事務事業(社会福祉協議会関係)の取扱いについて	28～29
(13) 協議第24号 新市建設計画(その1)について	29～34
(3) その他	34～35
(1) 第6、7、8回観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について	34～35
5 閉 会	35

【開会 午後1時34分】

事務局 皆様、本日はお忙しい中にもかかわらず、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

ただいまから第5回観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会を開催いたします。

会議に入りますまで進行を務めさせていただきます、本協議会の事務局長の大木和郎でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

本日の会議は、お手元にお配りしております会議次第によりまして進めさせていただきます。

それでは、ここで、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会平野会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 皆さん、こんにちは。梅雨の蒸し暑い今日は一日でございますし、またちょうど今日は参議院の告示ということでございまして、早朝からその方へお出掛けの方は大変お疲れの中ではございますが、皆さんにおかれましても、やはり農繁期の大変お疲れの中を第5回の協議会にご出席いただきまして、どうもありがとうございました。平素、皆さん方のご協力のおかげで、第4回までが至ってもうスムーズに順調に推移することができておりますにつきましても、厚くお礼申し上げたいと思います。

5回、いよいよもう新しい市の建設計画に向けての事務調整でございますので、皆さん方にご審議くださいますことをお願いを申し上げまして、開会のお礼にかえます。

今日はどうもありがとうございます。

事務局 それでは、これより観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会委員の委嘱状の交付を行います。

この後、報告事項におきまして、委員の変更で報告をさせていただきますが、それに先立ち、新委員となられます藤田芳種様に委嘱状を交付させていただきます。

藤田様、恐れ入りますが、正面の方へお願いをいたします。

平野会長より、藤田様に委嘱状を交付させていただきます。

会長 委嘱状。藤田芳種殿。

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会委員を委嘱します。

平成16年6月14日。観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会会長 平野清。

よろしく願いいたします。

事務局 以上をもちまして、委嘱状の交付を終わらせていただきます。

それでは、ここで藤田委員よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

藤田委員 済みません。観音寺の藤田であります。最初から遅れまして申し訳ありません。何も分かりませんが、一生懸命皆さんの後について行きたいと思いますので、どうかよろしくご指導いただければ幸いです。

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

事務局 それでは、議事に移らせていただきます。

議事につきましては、規約第10条第2項の規定により会長が議長となることになっておりますので、これより会長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に移らせていただきます。

議事につきましては、規約第10条第2項の規定により会長が議長となるとなっておりますので、議長を務めさせていただきます。よろしくご協力の方をお願い申し上げます。自席のままお許しいただきたいと思います。

規約第10条第1項の規定に基づきまして、本日の出席者の確認をいたします。

委員17名中、出席者 藤岡委員は今のところまだ来ておりませんが、来る予定になっておりますので 16名、欠席者1名、よって本日の会議は成立したことを報告させていただきます。

なお、大野原の森委員さんからは、用務のため本日の会議を欠席する旨の連絡をいただいております。

なお、本日、多岐にわたる調整方針等をご協議いただくに際しまして、1市2町の専門部会長並びに分科会長を出席させておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事を進行させていただきますが、議事の都合上、発言される場合は冒頭に所属市町名と名前をよろしくお願いいたします。

なお、会議録作成のため、恐れ入りますが、ご発言に際しましては職員がワイヤレスを持ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項に入らせていただきます。

報告第23号観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会委員の変更につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局長の大木でございます。

報告第23号観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会委員の変更について説明をさせていただきます。

お手元の会議資料3ページをお開きいただきたいと思います。

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約第8条第1項第2号に定める委員につきまして、観音寺市で市議会議長の交代がございました。それに伴いまして、平成16年6月14日付をもって、白川 精委員から藤田芳種委員に変更させていただいております。変更理由につきましては、お手元の資料のとおりであります。

なお、藤田委員さんには、先ほど会議に先立ち、平野会長より委嘱状の交付をさせていただきました。

報告第23号観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会委員の変更については、以上のとおりであります。

議長 ただいま事務局長より報告第23号につきまして説明がありました。

何かご質問、ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、報告第23号につきましては、報告がありましたとおり進めさせていただきます。

次に、報告第24号1市2町ネットワーク調査・基本計画作成業務委託契約の締結についてご報告させていただきます。

調整班長より説明願います。

事務局 失礼いたします。事務局調整班長の好川でございます。よろしく申し上げます。

それでは、報告第24号観音寺市・大野原町・豊浜町ネットワーク調査基本計画作成業務委託契約の締結についてご報告を申し上げます。

5ページをお開きください。

この委託契約の締結でございますが、1 契約の目的といたしまして、新市において基幹系、情報系の事務を円滑に遂行するための良好なネットワークを構築することを目的としております。基幹系と申しますのは、現在1市2町で共同処理をしております三豊広域の電算システムでございます。これと情報系、1市2町各課で個別に設置をされておりますシステム、これを連結いたしまして事務を円滑に遂行するということを目的としております。

- 2 契約の方法でございますが、随意契約。
- 3 契約日 平成16年6月1日。
- 4 委託期間 平成16年6月1日から平成16年8月10日までであります。
- 5 契約金額といたしまして、199万5,000円。うち消費税及び地方消費税が9万5,000円であります。
- 6 契約の相手方といたしまして、香川県高松市観光通1丁目8番地2 株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクト四国香川支店支店長 大川 一郎でございます。この業者につきましては、伝送路関係の専門業者ということで決定をいたしております。
- 7 業務の内容でございますが、
 - (1) 1市2町のネットワークの現況調査(ネットワーク構成調査、情報量概要調査等)でございます。
 - (2) ネットワーク構築(構想調査・計画、伝送路方式比較検討、運用・管理方法等)でございます。
 - (3) 現在の既存の構成との関連調査・計画、機器整備のための費用算出等であります。

ネットワーク調査基本計画作成業務委託の契約についての報告については、以上で終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

議長 ただいま調整班長より、報告第24号1市2町ネットワーク調査基本計画作成業務委託契約の締結につきまして説明がありました。

何かご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、報告第24号につきましては、報告がありましたとおり進めさせていただきます。

続きまして、協議事項に移らせていただきます。

協議第23号 - 17各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについてであります。これは前回会議で提案し、継続協議となっているものでございます。この件につきましては、会長である私の方から説明いたします。

6ページをお開き願います。

平成16年5月27日に開催した第4回合併協議会において、協議第23号 - 17各種

事務事業（農林水産事業関係）の取扱いについて提案したところ、1の「農業振興計画」の(7)「農業関係団体への補助金、負担金等については、現行どおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する」に対して、委員から「団体への補助金等については、この際、合併時に廃止すべきではないか」との意見が出されました。農業については1市2町の基幹産業でありますことから、その重要性に鑑み、首長間での取扱いを協議することとし、継続協議とすることになりました。ここで1市2町の首長間の協議が整いましたので、ご報告します。

補助金等につきましては、農業関係だけでなく、福祉や教育など幅広い分野にまたがっておりますことから、補助金全体をどうするかという視点から検討していかなければなりません。また、検討に当たっては、補助金を創設した目的や市町の地域性、政策的意図、これまでの経緯、実情もご置きますし、さらには補助される側にも、当然今までの経緯を考えた場合、従来からの補助金を見込んだ運営を行っておりますので、関係団体の意向などにも配慮しなければなりません。一方で、合併の一側面であります行政改革という意味からは、公共的必要性、有効性、公平性の観点から補助金については絶えず見直していかなければなりません。

そこで、調整方針では「現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する」といたしておりますが、合併前の段階でも、幹事会を中心に専門部会、分科会において見直し作業を進め、整理、統合できるものは整理統合し、縮小できるものは縮小し、また廃止できるものは合併時に廃止、あるいは合併してから何年か後に廃止するという事で合併前に適正化の努力を図った上で新市に引き継ぐことといたしたいと考えております。

以上のとおり、幹事会を中心に事務的には合併までに補助金の見直しを進めてまいりますので、調整方針については、前回提案したとおり、「農業関係団体への補助金、負担金等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する」といたしたいので、委員の皆様におかれましては、協議の上、確認賜りますようお願い申し上げたいと思います。

そういうことでございますので、ご理解を賜りたいと思いますが、何かご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、協議第23号-17各種事務事業（農林水産事業関係）の取扱いにつきましては、原案のとおり承認させていただきます。

次に、協議第5号財産及び債務の取扱いにつきまして、事務局長より説明を願います。

事務局 事務局長の大木でございます。よろしくお願いいたします。

33ページをお開き願います。協議第5号財産及び債務の取扱いについて提案をさせていただきます。

財産及び債務の取扱いにつきましては、新設合併の場合につきましては合併に伴いまして1市2町の法人格が消滅いたしますので、それに伴いまして、その所有する財産につきましては通例として新市に引き継ぎされるものでございます。

それで、1市2町の財産及び債務の取扱いにつきましては、1といたしまして、1市2町の所有する財産及び債務はすべて新市に引き継ぐものとする。2といたしましては、財産区有財産については、財産区有財産として全て新市に引き継ぐものとするという内容で提案をさせていただきます。

ただいまの2の財産区の財産でございますが、地方自治法に市町村の一部が財産を有し、もしくは公の財産を設けているものと規定されております法人格を有する特別地方公共団体であります。1市2町につきましては、この後、37ページの6に記載しておりますように、観音寺市に3財産区がございますが、いずれも昭和30年、31年の昭和の大合併の際に設けられたものでございまして、合併に伴い設立された財産区というふうなことが言えるかと思えます。従いまして、既にある3財産区の所有する財産につきましては、新市の財産区の財産として引き継ぎをするというふうな案でございます。

34ページをお開きいただければと思います。協議第5号の財産及び債務の取扱いについての資料ということでございます。財産及び債務の状況ということで、平成15年3月31日現在、つまり14年度決算ベースでの財産の状況を表した資料でございます。

現時点で決算ベースが出ておりますのが14年度決算ベースということで、この現在の財産及び債務の状況を表したものでございます。従いまして、15年度の事業、予算の執行、それからまた16年度、17年度予算執行がございますので、あくまでもこのお示した資料につきましては現時点での財産及び債務の状況ということでございまして、今後の予算執行、事業の執行に伴いまして増減を伴うものでございますので、ご留意願います。

それで、まずその財産の種類といたしましては、公有財産のうち代表的なものが土地及び建物でございまして、1市2町で所有する土地及び建物について集計をした表でございます。

なお、公有財産は、行政財産と普通財産に分けられます。

それから、次のページをお開きいただければと思いますが、物品についての表示をしたものでございまして、物品のうち代表的な大きなものとして自動車の保有状況をあらわしたものでございます。それから、3番として、債権で(1)有価証券、それから(2)の出資による権利、そういったものの状況をお示ししております。

それから、36ページに基金ということで、特定の目的のために積み立てられました基金の状況を表しております。1市2町の基金の14年度決算段階での状況でございます。

それから、37ページの方が債務ということでございまして、地方債、地方公営企業債の残高。地方債につきましては、地方公共団体が次年度以降の収入をもって順次償還する条件で金銭を借り入れることによって発生する債務でございまして、今後、逐次後年度に償還をしていく負債というふうなことでございます。それから、債務負担行為につきましては、将来に亘って発生する債務についての負担の行為でございまして、債務負担行為の状況を表しております。

それから、6番目といたしまして、先ほどの財産区の財産ということで、先ほど説明をさせていただきましたように、観音寺市の3財産区の財産の状況を表した資料でございます。

38ページ、39ページに、参考資料といたしまして関係法令と先進地の事例を挙げております。財産、債務につきましては全て新市に引き継ぐものとするということで説明をさせていただきましたが、先ほど申し上げましたように平成14年度末現在のものでありますので、新市発足するときにはその間変動もありますので、実際に新市に引き継ぐのは平成17年10月10日の決算をもっての数値となりますので、よろしく願いをいたします。

以上、財産及び債務の取扱いについての説明を終わらせていただきます。

議長 ただいま事務局長より協議第5号につきまして説明がありました。

何かご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 別段ないようでございますので、協議第5号財産及び債務の取扱いにつきましては、原案のとおり承認させていただきます。

はい、どうぞ。

白川副会長 ちょっとお時間を頂戴いたしまして、この債務の中での前回1市5町での

合併のときにもちょっと話題になりました公共下水道の関係で、補足というか、誤解を生じてなりませんので、皆様方にご説明を申し上げたらと思います。

ここにあります92億8,300万円余の債務でございますが、えらい借金抱えとるじゃないかと、こういうふうなご指摘でございます。これは確かに92億円ございますけれども、実際は下水道料金と、それから国から還付されます交付税等々によりまして返済をいたしておりますので、この92億円の債務の中身は、これは俗に言う事業債でございますので、回転していったらということをまず1点ご理解を願いたいと思います。

それから、実際の赤字額というのは、今言った国から頂いてるお金と下水道料金との差があります。その差額が現在約9億円くらい赤字として残っております。ですから、下水道の実際の赤字というのは、約9億円くらいであるというふうなぜひご認識を願えたらと思います。

それから、現在、下水道事業特別会計につきましては、それを将来平準化をしていこうということで、このいわゆる9億円の債務を、あと20年ぐらいかかりますけれども、20年ぐらいかけて、下水道料金と国から頂けるお金で回転をしていくように調整を現在図っておりますので、その点、是非ご理解を願えたらというふうに思っております。巷間耳に挟むことがよく多いんですけれども、どうも観音寺は下水道の借金をたくさん抱えて大赤字でもう回らんようになってるじゃないかと、こういったご指摘があるようでございますけれども、決して実際はそうではございませんで、今申し上げましたように、実際の赤字額というのは約9億円であるということをぜひご認識を願えたらというふうに思っております。

以上でございます。済みません。

議長 ただいま市長さんから下水道につきましてお話がございましたので、もしご意見がございましたら協議会に切りかえさせていただいてと思うんですけれども、ご意見ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、市長さんの今の説明をご了解いただきたいと思えます。それでは、別段ないようでございますので、承認させていただきたいと思えます。

次に、協議第11号条例・規則等の取扱いにつきまして調整班長より説明をお願いします。

好川調整班長 失礼いたします。事務局調整班長の好川でございます。よろしくお願

します。

それでは、協議第11号 条例・規則等の取扱いについてご説明を申し上げます。

条例・規則等についてでございますが、これにつきましては1市2町合併と同時に1市2町の例規は失効いたします。それで、新市において新たに条例等を制定、施行する必要がございます。

調整方針といたしましては、条例・規則等については合併協議会で協議、確認された各種事務事業の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

- 1 合併時に新市の市長職務執行者の専決処分または職権により即時制定し、施行するもの。
- 2 合併後、一定の地域に暫定的に施行するもの。
- 3 合併後、逐次制定し、施行するもの。

この3つの区分により例規を整備しようというものであります。

1の市長職務執行者の専決処分または職権により即時制定、施行するものでございますが、42ページをお開きください。42ページに例を挙げてございますが、これにつきましては、市の事務所の位置を定める条例、それとか市の休日を守る条例でございます。条例は市長職務執行者の専決処分ではございますが、規則等につきましては職権により制定ということになります。

2の合併後、一定の地域に暫定施行するものでございますが、これにつきましては、各種の基金条例 特定目的の基金でございます。それとか、介護手当支給条例等がございます。

3の合併後、逐次制定し、施行するもの、これにつきましては、新市において新市長の政策的判断を要するものとか議会に提案権があるものでございます。

今現在、各担当で各種事務事業の調整を行っておりますが、これに基づきまして来年の8月を目途に仮例規集の作成のため調整を行っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で条例・規則等の取扱いにつきましてご説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長 ただいま調整班より協議第11号につきまして説明がございました。

何かご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、協議第11号条例・規則等の取扱いにつきましては、原案どおり承認させていただきます。

次に、協議第17号消防団・海防団の取扱いにつきまして事務局より説明を願います。

事務局調整班 事務局調整班の山地でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、合併協定項目第17号消防団・海防団の取扱いについてご説明申し上げます。

45ページをお開き願います。

まず、調整方針でございますが、

1 1市2町の消防団については合併時に統合し、消防団員の定員、任免、給与、服務等は合併時まで調整する。

2 観音寺市海防団については、現行どおり新市に引き継ぐものとし、その組織等は必要に応じ、新市において調整する。

以上のとおり提案させていただきます。

それでは、消防団についてご説明申し上げます。

46ページをお開き願います。

消防団につきましては消防組織法に規定する消防機関でございます。1市2町の消防団については、新市における一体的な消防体制を確立する観点から合併時に統合する必要がございます。

1市2町の消防団の現在の状況といたしましては、お手元の資料に2といたしまして46ページから48ページに亘りまして資料を載せてございますので、ご覧いただけたらと思います。

これをご覧いただきますと、平成15年4月1日現在で観音寺市が11分団、7階級、現団員数365名、大野原町が9分団、7階級、204名、豊浜町が5分団、7階級、164名、合計225分団、733名となっております。

任用につきましてはお手元の資料のとおりでございますが、例えば年齢に関する部分につきまして、観音寺市は18歳以上50歳未満、大野原町が18歳以上55歳未満、豊浜町が18歳以上、また団長等の役員の任期につきましては、観音寺市は2年、大野原町が4年、豊浜町が3年というふうに1市2町において差異がございます。

続きまして、47ページをご覧いただけたらと思います。

報酬、費用弁償等につきましては、1市2町それぞれ資料のとおりとなっております。

で、ご覧いただけたらと思います。

消防団の設置、名称、区域、組織等につきましては、消防組織法におきまして条例・規則で定めることとなっております。従いまして、定員、任免、給与、服務等の消防団に関する事柄につきましては一本化しておく必要がございますので、合併時までには調整いたします。具体的な調整方法につきましては、事務方サイドのみで決められるものではございませんので、今後、合併までの間に消防団サイドと十分協議し、また状況に応じてたたき台を提案しながら一本化しておく予定といたしております。

そのほか調整すべき点といたしましては、48ページをお開き願います。

こちらの中に出動指令体制というものがございますけれども、これにつきましては現在、観音寺市につきましてはサイレン吹鳴による指令、大野原町につきましては三豊広域からの連絡後、オフトークによる一斉放送及び無線による一斉指令かつサイレン吹鳴、豊浜町につきましては三豊広域からの連絡後、無線放送及びサイレン吹鳴による指令体制となっております。

この出動指令体制等の有事の際の対応につきましては、緊急を要するものでございますので、合併時点においては現行の消防団の枠組みの方が速やかに対応できる状況もあろうかと思われますので、基本的には現行の1市2町の消防団を引き継ぎながら、かつ今後の消防団との協議の中で組織としての指揮命令系統を確立いたしまして、スムーズな対応がなされるように調整いたします。

次に、海防団についてご説明申し上げます。

海防団につきましては、現在、組織化されているのは観音寺市のみでございます。海防団は、水難救護法に基づき遭難船舶の救護等のために設けられた組織でございます。遭難船舶の救護等につきましては、一定の役割を果たすものといたしまして現行のとおり引き継ぎ、新市において必要に応じてその組織等についての調整を行うものでございます。

以上、消防団、海防団の取扱いについての説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

議長 ただいま事務局より協議第17号につきまして説明がありました。

何かご質問、ご意見ございませんか。

はい、どうぞ。

佐伯副会長 消防団の方の引き継ぎなんですけど、実は、豊浜も大野原も同じだろうと思うんですけど、役場職員の方で本部分団というようなことで1分団、役場の中に組織を設け

ております。これにつきましては、今度の新市に向けての組織体制の中で職員等の異動等が考えられるんでないんだろかなと、このように考えております。その中で、本部分団として果たしてこのままで存続ができるんだろかなというような、組織が決まったらまた状況が分かるんですが、現段階では本庁支所方式というようなことでございますので、この辺がどよになってくるんだと、こういうふうな気がしとんで、今後この消防の引き継ぎについては、豊浜、大野原については本部分団というようなことで職員の分団が1つあると、それについては検討しなければならないのではないかなと、このように思っております。

以上です。

議長 今、佐伯町長さんからお話がありましたとおりでございます、これ、現実的に大野原もそうですけども、今、団員はおっても昼間勤めに出よるといふのが一番、急をすぐに間に合うんは役場の職員と農協の職員でございます、もうそれがすぐに行くんで、あと団員はおってもそれぞれ皆なかなか集まりにくいというのがもう今日の状況でございますんで、そこらは今後調整の上で十分ひとつよろしくお願いしたいと思います。

それでは、他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、協議第17号消防団・海防団の取扱いにつきまして、原案のとおり承認させていただきます。

次に、協議第23号-5各種事務事業（消防・防災関係）の取扱いにつきまして、事務局より説明を願います。

事務局調整班 引き続いてよろしくお願いたします。

それでは、合併協定項目23-5各種事務事業（消防・防災関係）の取扱いについてご説明申し上げます。

50ページをお開き願います。

まず、調整方針でございますが、

- 1 地域防災計画については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 2 自主防災組織の育成・指導については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 3 防災行政無線については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整

する。

以上、提案させていただきます。

それでは、個別にご説明させていただきます。51ページをお開きください。

まず、1といたしまして、地域防災計画につきましては、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編、調整するものいたします。

地域防災計画につきましては、お手元の資料でございますとおり、市町村防災会議におきまして作成することとなっております。市町村防災会議につきましては、組織及び所掌事務については都道府県防災会議の例に準ずることとなっております。これによりますと、市長が防災会議の会長を務めることとなります。従いまして、新市において会長となるべき新市長が選出された後、速やかに地域防災計画を作成いたします。

ただ、合併した後、新地域防災計画が作成されるまでの間の取扱いにつきましては現行の計画を引き継ぎ、かつ動員計画等の災害時の体制については新市における組織、機構に基づいたマニュアルを合併時に作成するなどして、万全を期す予定といたしておりますので、よろしく願いいたします。

次に、2といたしまして、自主防災組織の育成、指導については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編、調整することいたします。

お手元の資料でございますとおり、自主防災組織の結成状況につきましては、現在、観音寺市が20組織、大野原町が41組織、豊浜町が22組織結成されております。組織率、これは総世帯数における組織化された地域の世帯数を割合として算出したものでございますけれども、観音寺市が20.37%、大野原町が52.92%、豊浜町が73.82%となっております。

ただ、観音寺市、大野原町につきましては自主防災組織という新たな組織として結成されるのに対し、豊浜町におきましては自治会をベースとして結成がなされております。従いまして、組織の形態が異なっております。また、1市2町とも組織結成の際には資機材等の整備のため助成を行っておりますけれども、観音寺市と大野原町につきましては県の補助事業を活用いたしております。新市におきましては県の補助制度も見きわめながらの実施となりますので、まずは現行のとおり引き継ぎまして、新市として自主防災組織のあり方を検討し、その上で調整を図ることいたします。

最後に3 防災行政無線についてでございますけれども、これにつきましては現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整いたします。

防災行政無線といたしましては、大きく分けまして屋外拡声子局や個別受信機を介することによりまして市町村から住民に対して直接かつ一斉に情報を伝えることができる同報系無線と、市町村役場内に設置された基地局と車載型、携帯型等の移動局との間で、また移動局同士で通信を行う移動系無線の２種類がございます。

１市２町の現在の状況といたしましては、お手元の資料でございますけれども、１市２町とも移動系無線及び県と県内の自治体を結ぶ香川県防災行政無線、香川県防災情報システムを整備しております。さらに、大野原町におきましてはオフトーク通信を利用いたしまして、また豊浜町におきましては同報系無線により緊急通報がなされる体制となっております。

合併後の新市としての統一的なシステムの整備につきましては、同報系、移動系、その他どのような手法を用いて防災行政無線システムを整備するのか、またその場合の機種を選定、事業費、財源の確保はどうなるのかなどにつきましては、基本計画をもとに基本設計、自主設計、そして施行というプロセスを経なければなりません。従いまして、慎重かつ重要な検討が必要となりますので、まずは現行のシステムを引き継ぎまして、新市において新たなシステムへ移行できるよう速やかに調整することといたします。

消防防災関係の取扱いにつきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、これは非常に防災無線は大事でございますけど、今現在、観音寺、大野原、豊浜、それぞれ機種は違っておりますので、お互いに連携することはなかなか難しい状況だろうと思うんですけども、これを一本化してやるには、せなけりゃいけないし、多くの予算がかかってと思うんですけども、ぜひひとつ予算はかかりますけども、新しい市においてその辺を調整していただきたいと思うんですが、皆さん、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 それでは、ないようでございますので、協議第２３号 - ５各種事務事業（消防・防災関係）の取扱いにつきましては、原案のとおり承認をさせていただきます。

次に、協議第２３号 - ４各種事務事業（人権擁護関係）の取扱いにつきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、失礼いたします。事務局調整班の合田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、協議第23号-4各種事務事業（人権擁護関係）の取扱いについて、その調整方針（案）のご説明を申し上げます。

説明資料の52ページをお願いできますかと思えます。

調整方針といたしましては、

- 1 人権擁護審議会並びに「人権教育のための国連10年」行動計画等人権啓発活動事務については、合併時に再編統一する。
- 2 隣保館の運営については、国の運営要綱を踏まえ、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3 同和対策個人給付事業については、現行のとおり引き継ぎ、県の動向を見て新市において調整する。
- 4 同和対策社会福祉事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。
- 5 同和対策小口融資資金貸付事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。

以上が調整方針でございます。

1といたしまして、人権擁護審議会並びに「人権教育のための国連10年」行動計画などの人権啓発活動事務でございますが、会議資料の53ページ、54ページをお願いできますかと思えます。

現在、観音寺市、大野原町、豊浜町の人権同和行政を推進していく上で必要とされ、条例、要綱などにより設けられた制度、指針でございます。また、これに基づきまして、具体的な啓発事業も1市2町におきまして実施されており、合併に向けて統一を図る必要から、合併時に再編統一するとの調整方針でございます。

続きまして、2の隣保館運営事業でございますが、会議資料の55ページから57ページでございます。

隣保館の運営につきましては、国により設置運営要綱が定められております。この施設は、地域住民の生活上の各種相談事業を初めといたしまして、広く周辺地域住民の交流の場となりますコミュニティセンターとして位置づけられております。相互理解と信頼関係を得ることによる人権、同和問題解決のため、さまざまな活動を実施していますことから、現行のとおり新市に引き継ぐとの調整方針でございます。

続きまして、3の同和対策個人給付事業についてでございますが、会議資料の58ページでございます。

この事業につきましては、同和対策就労事業、同和教育事業、地域改善対策高等学校奨学金貸付事業などがございます。これらの事業につきましては、県の関連事業であります関係上、県の方針といたしましては17年度中は継続し、17年度以降は見直すものでございまして、調整方針といたしましては、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整するでございます。

続きまして、4の同和対策社会福祉事業でございますが、同じく会議資料の58ページでございます。

観音寺市の単独事業でございまして、この事業につきましても、これまでの取り組みの経緯を踏まえながらの調整方針で、17年度中は継続し、18年度以降は見直しを行うという調整方針で、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整するでございます。

続きまして、5の同和対策小口融資資金貸付事業でございますが、同じく会議資料の58ページでございます。

この事業は、地区住民の生活のつなぎ資金として運動団体に貸し付けております。地区住民が安定的な生活を営めるよう配慮いたしました事業で、この事業につきましても17年度中は継続し、18年度以降、見直しを行うということで、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整するでございます。

なお、59ページの方に先進合併市町の事例をお示ししてございます。また、60ページから62ページにつきましては、関係法令の抜粋を紹介させていただいております。

各種事務事業、人権擁護関係につきましては、以上でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

議長 ただいま事務局より協議第23号-4につきまして説明がありました。

何かご質問、ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、協議第23号-4各種事務事業（人権擁護関係）の取扱いにつきましては、原案のとおり承認させていただきます。

続きまして、協議第23号-26各種事務事業（人権・同和教育関係）の取扱いにつきまして、調整班長より説明を願います。

事務局 失礼いたします。調整班長の好川でございます。よろしく申し上げます。

それでは、協議第23号-26各種事務事業（人権・同和教育関係）の取扱いについてご説明を申し上げます。

調整方針といたしまして、1 人権教育及び人権啓発の推進を図る組織体制については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編統一をする。この組織体制であります。人権同和研究協議会、推進協議会が設置されております。その設置をされておまして、学校教育部会、社会教育部会の体制で活動をされております。

2としまして、人権・同和教育施策については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整をする。施策といたしましては、啓発活動、各種研修会への参加・協力、文化祭等での啓発資料の提示、指導員設置等がございます。

次に、3といたしまして、人権同和教育資料については、現行のとおり引き継ぎ、新市において統一を図る。資料といたしましては、学校教育として副読本の作成、社会教育といたしましては啓発資料を作成し、広報紙と同時に各戸配布をしております。

次の64ページ、65ページにこの資料を掲載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で協議第23号-26各種事務事業（人権・同和教育関係）の取扱いについての説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

議長 ただいま調整班長より協議第23号-26につきまして説明がありました。

何かご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、協議第23号-26各種事務事業（人権・同和教育関係）の取扱いにつきましては、原案のとおり承認させていただきます。

次に、協議第23号-25各種事務事業（生涯学習関係）の取扱いにつきまして、調整班長より説明を願います。

調整班長 引き続きまして、失礼いたします。

それでは、協議第23号-25各種事務事業（生涯学習関係）の取扱いについてご説明を申し上げます。

調整方針といたしまして、

- 1 生涯学習施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 2 生涯学習施設の管理・運営については、当分の間、現行のとおりとし、地域のサービスの低下を招かないように新市において調整するものとする。
- 3 生涯学習関係施設の使用料については、当分の間、現行のとおりとし、新市において調整するものとする。

4 生涯学習関係事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整するものとする。

5 生涯学習関係団体については、合併時に統合されるよう調整に努めるものとする。

6 生涯学習関係団体への補助金については、新市において統一する方向で調整するものとする。

以上が調整方針であります。

生涯学習施設につきましては、公民館、図書館、文化会館、資料館等がございます。次の67ページから資料を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。

4の各種事業でございますが、これにつきましては各種学校、講座、成人式、体育行事等がございます。

5の関係団体であります。これにつきましてはPTA連合会、体育協会、子供育成連絡協議会等でございます。これにつきましては、合併時に統合されるよう調整に努めてまいるものであります。

次の67ページから81ページまで資料を添付しております。どうぞご覧いただきたいと思ひます。

以上で、協議第23号-25各種事務事業（生涯学習関係）の取扱いについてのご説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

議長 ただいま調整班長より協議第23号-25につきまして説明がございました。

何かご質問、ご意見ございませんか。非常にこれは範囲が広うございますが。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないですか。

それでは、ないようでございますので、協議第23号-25各種事務事業（生涯学習関係）の取扱いにつきましては、原案のとおり承認させていただきます。

次に、協議第23号-27各種事務事業（文化振興関係）の取扱いにつきまして、調整班長より説明を願ひます。

調整班長 引き続きまして、失礼します。

それでは、協議第23号-27各種事務事業（文化振興関係）の取扱いについてご説明を申し上げます。

調整方針といたしまして、1 1市2町の指定文化財については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。これにつきましては、次の83ページ、84ページに資料として掲

示しております。83ページにつきましては、市町の指定文化財であります。84ページに県の指定文化財、国の指定文化財を掲載しておりますので、どうぞご覧いただきたいと思っております。

続きまして、2 文化振興事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整するものとする。これにつきましては、各市町の文化祭、文化展、芸能祭、音楽祭等がございます。

3 といたしまして、文化振興関係団体については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 文化協会については、合併時に統合されるよう調整に努める。
- (2) 文化財保護協会については、合併時に統合されるよう調整に努める。
- (3) 保存会等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

4 といたしまして、文化振興関係団体への補助金についてでございますが、これにつきましても、新市において統一する方向で調整をするものであります。

次の83、84から91ページまでただいまの関係資料を添付しておりますので、どうぞご覧ください。

以上をもちまして、協議第23号 - 27 各種事務事業（文化振興関係）の取扱いについてのご説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長 ただいま調整班長より協議第23号 - 27 につきまして説明がありました。

何かご質問、ご意見ございませんか。

はい、どうぞ。

藤田委員 すみません。今、少し原則的なお話をしたいと思っておりますけれども、文化振興団体についてはこういうふうなお話でありました。合併時において統合あるいは調整するというふうなことで、合併時においてということでもありますから、さほどそこに大きな問題はないんだろうと思って今お話を伺っていたわけでもありますけれども、実は言おうか言うまいかと思って迷ったんですが、もう一度、先ほどないということでありましたけれども、同和問題についてちょっとお伺いをいたします。

同和問題について現行のとおり継続するというふうなことでありますから、今、各市町、別途の対策あるいは補助金等が出ていると思っております。で、継続してということは、合併時においては統合、調整しないという前提でのお話だろうと思っております。でありますと、例えば憲法14条が規定するところの地域によって、あるいは地区によって、法のもとの平等原則ができるのかということが1つですね。つまり、例えば同一の公共団体の中にあ

って、A町あるいはB町、C町、場所によってその手当が違うというふうなことが調整がつくかどうか、つまりつかせないままのある一定の期間を置くのかということであり
ます。

まず、その1点をお伺いしたいと思います。第2点目は、各種団体等の微妙な問題があると思いますけれども、事前に十分これを協議をして、ずっと続けていくぞと、私んとはこうであるし、またあるいはよそはこうであるというふうなことを事前にある程度の調整がついているのかどうか、2点お伺いしたいと思います。以上であります。

白川副会長 掛けたままでお答えを申し上げたらと思いますが、今、藤田議長のご質問の同和対策事業でございますが、これ、観音寺が唯一被差別部落の存在しておるところでありまして、いわゆる地対財特法が時限立法で切れまして。それに伴いまして、国あるいは県の方から一般施策で対応しなさいと、こういうご指示がありまして、現在、各種団体と平成17年を目途に従来の補助は見直していくということで各団体と話し合いをいたしております。そういうことで、やはり平成17年に、全てがいわゆる一般施策に移行ができるかどうかは今からの交渉次第でありますけれども、方向としては平成17年に一つの区切りをつけて、18年、19年と一般施策に移行していく。それは各種団体との大体協議は整っておりますので、平成18年には新市になる訳でありますから、意味合いとしては平成18年もそういった団体と交渉しながら最終的には一般施策の中に順応していくと、こういう方向でございますので、ご理解を願えたらと思います。

議長 以上で議長さん、ご理解いただけたでしょうか。

藤田委員 要するに、特別対策をやめて一般対策の中でやっていくということであり
ますが、率直に言えば、その合併時にはある程度の格差があってもやむを得ないというふうな趣旨だということで理解してよろしいですか。合併時には、例えば観音寺市にはこういう施設があったり手当があると。合併時には調整がつけない。17年度が目途ということ
でございますが、17年度の最初、当初年度の時にはまだできてないということ、合併時にはね。

白川副会長 それはご承知のように各種団体が別の組織がありますので、それぞれの別の組織の団体と交渉しながら、補助金の類をどのようにしていくかということ
を順次いわゆる一般対策の方に対応していくということをしていく訳なんで、やはりしばらくの間はそれぞれの団体
における温度差は当然あるんじゃないかなとは思いますが。

議長 これは……。

藤田委員 観音寺だけの話しとんねや。

白川副会長 内々でそないに言い合いしてもつまらんのやけど。うちだけなんで、助役が本部長なんで詳しくは助役から説明していただいたら一番よくわかると思うんですが、いわゆる今は各種団体と交渉を重ねながら一般対策、地对財特法が期限切れになった時点で国はもうだめですよと、そういった施策はもうやめなさいよという方針を立てておるんですけども、残念ながら県の方がまだそこまで吹っ切れてないと。ですから、ここに残っておるのは全部県の施策をうちが受け継いで一緒になってやっておるということですから、そのうち県の方も多分切ってくるんじゃないかと思います。そのときに市としてどう対応していくかということは、今から各種団体との話し合いを進める中で、近い将来にはもういわゆるそういった差別的なものは一切解消していきましょと、こういう方向に進んでおりますので、ご理解を願えたらと思います。

藤田委員 さようでございますね。

議長 ああ、そうですか。済みません、これは観音寺のことなので、十分また観音寺の方でなお一層やっていただいたらと思うんですけど。

藤田委員 はい。

議長 ほかで、もうございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 それでは、ないようでございますので、協議第23号-27各種事務事業（文化振興関係）の取扱いにつきましては、原案のとおり承認させていただきます。

次に、協議第23号-28各種事務事業（競輪事業関係）の取扱いにつきまして、事務局より説明を願います。

事務局 失礼いたします。事務局調整班の合田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、協議第23号-28各種事務事業（競輪事業関係）の取扱いについて、その調整方針（案）のご説明を申し上げます。

説明資料の92ページをお願いできたらと思います。

調整方針といたしましては、競輪事業関係については、現行のとおり引き継ぐものとする。

以上が調整方針でございます。

地方自治体が施行者となっております公営企業には、地方競馬、競艇、競輪、オートレ

ースがございます。監督官庁には農林水産省、国土交通省、また競輪、オートレースを所管いたしております経済産業省がございまして、競輪場は全国に47場ございます。その中で62の施行者が携わっております。

公営競技は、施行する地方自治体の財政に寄与することはもとより、日本自転車振興会や公営企業金融公庫に納める納付金によりまして、機械工業振興事業や体育並びに社会福祉等の振興事業に貢献いたしております。また、公営企業金融公庫の補助金につきましては、地方公共団体の上下水道、公営住宅、病院、港湾整備などの公共事業のために役立っているというのが現況でございます。

会議資料の93ページに、1といたしまして人員の配置状況、また2といたしまして開催状況、3といたしまして施設整備、4といたしまして収入決算状況、また94ページについては5といたしまして一般会計への繰入金、6といたしまして15年度末現在の起債並びに債務負担等の見込みを、また7といたしまして特別競輪の開催状況、8のその他といたしまして経営改善計画をお示ししております。

95ページ、96ページについては競輪の種類、同じく96ページには競輪の開催スケジュール、97ページから102ページについては関係法令の抜粋をお示ししております。103ページに年度別の売上金及び入場者の推移をお示しておりますので、ご覧いただけたらと思います。

各種事務事業（競輪事業関係）については、以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長 ただいま事務局より協議第23号-28につきまして説明がありました。これ、競輪事業につきましては豊浜町と大野原町は余りわからないので、反面また関心が強いと思うんで、市長さん、ひとつ補足的に。

白川副会長 それでは、私の方から競輪事業につきまして補足説明をさせていただきますが、これも先ほどの公共下水道と一緒に、1市5町の協議の中で他町の方から、脱会した他町の方から厳しいご指摘を受けたものでございます。

ご承知のように、公営ギャンブルというのは競馬あるいは競艇、競輪、オートレース、全て非常に低迷をしております、競輪事業も平成4年に約2兆円くらい売り上げがあった訳でありますけれども、現在は1兆円そこそこということでありますので、10年間ぐらいの間に大体半分ぐらいの売り上げになっておるとい状況であります。全国で当時は50場あった訳でありますけれども、現在、3場が閉鎖を、要するにやめまして、門司競

輪と、それから西宮、甲子園、この3場がやめました。現在、47場でやっております。この47場もいろんな経営形態がございまして、例えば観音寺の場合は市単独でやっておりますけれども、それぞれの場の都合によりましては私立の私企業がやっておるところもございまして、また組合立でやっておるところもございまして。先般話題になりました丸亀競艇でも、組合立で開催権を持ってるやつを善通寺市等々がもう開催権を要らないということで、現在、確か丸亀競艇は丸亀市単独でやっておるんじゃないかなというふうにも思っております。

そういった概要でございますが、この観音寺競輪も一時はドル箱と言われまして、昭和45年から10年近くの間は観音寺の市税を上回るぐらいの繰入金がございました。現在で言えば観音寺が約54億円ぐらいでございますので、54億円ぐらいの競輪の儲けがあったと。古き良き時代も確かに昔はあった訳でありますけれども、先ほど申し上げましたように、公営ギャンブルは非常に低迷をいたしております、この低迷がどこまで続くかは正直言いまして予測はつきません。中央の方で言いますと、大体これでもう底打ちをしたんじゃないかというふうな楽観的な見方もございまして、しかし公営ギャンブル離れという、若い者の公営ギャンブル離れというのはやはりかなり進行していくんじゃないかと。そういう予想の上で、今回、この競輪の場合は、いずれにいたしましても赤字に転落してしまうとこれはどうしようもないので、いわゆる赤字にならないように最大限の今まで努力は払ってまいった訳であります。まず、従事員の削減、それからいろんな経費を削減をいたしまして、何とか黒字を保っておる現況でございます。

お手元の資料の中で94ページをご覧いただいたらと思うんですけども、ここに一般会計の繰出金の状況というのがございます。平成元年には6億円、平成2年には8億5,000万円、平成3、4、5と12億円ずつ、平成6年には10億円を入れておるわけですが、そのあたりから順次平成7年、平成8年と減っております。9年、10年というのは、ふるさとダービーというGレースですね、今のビッグレースを招致することができましたので、この売上金が少し予想どおりの売り上げができましたので、10億円、7億円と繰り入れをさせていただいた訳であります。その後、平成11年、12年とやはり3億円、2億円、2億円と、14年には1億円という形で、平成15年には0になったわけでありまして。これは0になったから赤字では決してございませんでして、辛うじて黒字を保っておる訳でありますけれども、やはり競輪の方にもある程度お金を運転資金として置いておかなければならない訳でございますので、一般会計の繰り入れはこの際

0で辛抱しようということであります。その分、本庁の方で行革等々を十分やりながら、競輪を当てにしない、競輪を頼りにしない、やはり財政を構築しなきゃならんということで、大体5、6年ぐらい前からそのような方針でいっとる訳でありますけれども、競輪事業に頼っておったというのも事実であります。そんな中で、今は場外、要するによそが開催しているのを観音寺競輪場において売っていくというふうなことでいろいろな営業活動をいたしております、でき得る限り観音寺競輪の利益を得るように現在職員一丸となつて頑張っておる訳でございます。

そんなことで、これからも確かにご指摘の観音寺競輪の非常にどうなっておるのかというふうなご指摘が多々出てこようかと思っておりますけれども、何とか歯を食いしばって頑張っていきたいというふうにも思っております。

特に最近、F、昔のB級のレースなんです、Fのレースになりますと非常にやっぱりお客さんも少ないし、売り上げもかなり低いわけございまして、そういうものが少し足を引っ張っておるような状況で、F、昔のS級とか記念競輪等々になりますとかなりの売り上げと増収益も考えられますので、そのあたりを中・長期的に競輪の財政計画を立てる中で何とか歯を食いしばって頑張っていかなければならないというふうな考えでありますので、よろしくお願いを申し上げたらと思います。

ちょっと雑駁な説明になりましたが、平成15年度は第3回の東西王座決定戦、西王座戦を開催いたしまして、約154億円の売り上げを得ておりまして、その決算としては約9億2,000万円ぐらいの利益も出ております。しかし、それが赤字開催も結構ございますので、そのあたりで相殺をする中でそんなには平成15年度も余り儲けてないということではありますが、一般会計に繰り入れが0ということで収益が0ということでは決してございませんので、ご理解を願えたらというふうに思っております。

あと、もしご不審の点がありましたら、今日は競輪の局長も来ておりますので、詳しくお答えを申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長 ありがとうございます。

ただいま市長さんから競輪につきまして補足説明があった訳でございますが、どうでございますでしょうか。大野原と豊浜の委員さん、何かございましたら。

別段ございませんか。

はい、どうぞ。

加藤委員 質問ということより、観音寺市のこの下水道、競輪場。大野原町、豊浜町と

はちょっと異質になった訳ですね。

私が今から31年前、議長になったんです。そのころは観音寺の市税は11億円で、競輪が15億円ぐらいあった。これは特別財源で交付税と違う。税で違うから積算せんで全部入ってきた訳です。そういうところから、観音寺の政治というのは非常に私の前も前も市長戦をやって人気取りにいった訳ですね。だから、公民館も11カ所作るとか市民会館が……。まあ、いろいろ箱物をようけ造ったと。金の要る体質にしたというのは、競輪が10数億円が入ってきた訳ですね。そこへ下水道、文化都市といったら下水道だと。私が市長を引き継いだときに、終末処理場とあの倉紡の東側のポンプ場は40億円で発注して、そこから私が引き継いで、それから私、毎年十何億円ずつ、下水道、終末処理場、ポンプ場はできるけど今度管を埋めていかないかので、十何億円ずつ投じていった。だから、毎年、一般財源から5億円ぐらい下水道会計へずっと……。16年間で百何十億円下水道へいったんじゃないかと。もう工事が進みよんですから止める訳にはいかない。そういうことで15億円まで入った競輪が、私のときで一番悪いときには3億円まで落ちました。だけど、15億円、10億円要るような行政体質になっとなったから、そこから行革を早うからやっていってもなかなか追いつかない。市長も苦勞して、今ここにあるように、昨年も収益が3億何ぼ、その前は1億9,000万円、その前は5億何ぼ、8億何ぼという競輪ではこれだけはあるけど、それを一般財源に入れるか入れないかはみんなと相談して体質をよくしておるのが状況で、ただし私が引き継いだときは競輪の職員も800人おりました。ほんで、定年制がなかった。それをいろいろして、定年制して、今聞くと二百何人になっとなるから。で、施設もあれだけのもんをしとるけど、施設に対する借金は殆んどないから、今度は人さえうまく減して運営したら、25%入るうちの、いろいろ取られるけど、何ぼかは残るということは間違いないと思うんが競輪会計でございます。そういうことで……。

議長 どうもありがとうございました。

今、加藤委員さんからも補足的に説明があった訳でございますが、ほかにご意見ございませんか。

はい、どうぞ。

井上委員 豊浜の井上です。競輪の大変見通しというのは厳しいもんがあるというのは重々わかるんですが、1点ちょっと教えていただきたいんですが、平成9年、10年でふるさとダービーですか、それで15年でG、こういった特別競輪というのはしょっちゅ

う持ってこれるようなもんなんですか。

白川副会長 これはついこの6月22日に、前に陳情に行きまして、平成18年度に今言ったふるさとダービーか、何かGのレースをというお願いにずっと陳情に回ったんですけども、残念ながら18年度はとれませんでした、局長と私はくしゅんと今しとんですが、19年には間違いなくとれると思います。というのは、大体4年に1回ぐらいの割合でそういった特別競輪は回ってきますんで、19年はまず間違いなくとれると思うんですが、ちょっと1年早くこっちも欲を出して早う欲しいということをお願いしたんですけども、残念ながらそういった結果になりませんで申し訳なかった。19年には特別競輪は多分招致できます。

井上委員 大体4年に1回……。

白川副会長 4年に1回ぐらいのサイクルであります。

加藤委員 私、ちょっと端的に聞きたい。もしやめれるんなら、場外だけにさせてもらう方が利益は出るわな。

白川副会長 できへん。

加藤委員 できるんならね。観音寺のあそこで中央会だけのを売らしてもらったら、もう間違いはないですよ。これはあんだけもう10%でITでいける時代になつとる。テレビでいけるからね。だけど、なかなかやめることは難しい。

白川副会長 いや、確かに大きな決断をしな……。このまま競輪も売上げがどんどん、どんどん下降していくと、今辛うじて1兆円ちょっと切ったぐらいの売上げですけども、大体毎年1,000億円ずつぐらい今までずっと下がってきたんですね。ですから、10年で1兆円ぐらい下がってきたんで、これからどんどん、どんどん下がっていくと、これは観音寺競輪も当然のことながら、全国47場の殆どどの競輪場がもう赤字でやめなきゃならんと。競輪事業自体が崩壊の危機に瀕するんじゃないかということで、今国に納めるいわゆるテラ銭ですね、交付金を下げてくださいとか、いろんな各競輪場の施行者が集まって中央の方に陳情をして、そのシステム自体を変えていこうということで現在頑張っております。ですから、競輪自体の構造改革、いわゆる小泉さんが言われる特殊法人、公益法人をどうしていくのかと、そういうところの改革をまずやってほしいと。それで、我々も一生懸命競輪場の施行者は頑張っていくんだと。だから、お互いに改革していこうじゃないかというふうに投げかけております。これから競輪事業全体の見直しについてお願いしていかなければなりません。

今、加藤社長のおっしゃったことも十分考えて、場外だけできんのかなと。恐らく場外だけやると、5%なら5%、売り上げの5%をいただいて、それから従事員の給料とか何とかいうものは向こうの競輪場が払っていただけるんでありますから丸々5%残る訳です。1億円売ると500万円は丸々入ってくる訳なんで、そういう場外専用にするれば、それはもう完全に黒字経営なんですけれども、法律がなかなかそれを許していただけないということなんです……。

加藤委員 ふるさとは黒字で、ええもんだだけ売ったら一番。

議長 それがいかん。

美藤委員 世論もな協議会なら協議会で、そこら言葉を書いて、これはもう一番に。今、一番それを先に先手打たんと、その改革というたらなかなか、2、3年かかると思うなあ。もうそれだけはトップの市長がやっていたらありがたいなあと思います。

議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、協議第23号-28各種事務事業（競輪事業関係）の取扱いにつきましては、原案どおり承認させていただきたいと思います。

もう3時が殆んど来ましたので、ここで一遍、暫時休憩させていただきます。

それでは、10分間休憩させていただきます。

〔休憩〕

議長 それでは、再開させていただきますが、再開に先立ちまして、競輪事業につきまして白川市長からちょっと補足的にお話がございますので。

白川市長 今、佐伯町長から、競輪事業について十分説明しておった方がというご指摘がございましたので私のほうから補足をさせていただきます。競輪の収益についてであります。ここに掲載しております以外に、財団法人車輛協議公益資金記念財団というところがありますが、そこから各競輪場の施行しておる団体に対し助成制度がありましてそこから、加藤市長の時と私になりまして合わせて約8億の助成を受けて施設の整備等行ってまいりました。

競輪の事業をやっておりますという事で、助成制度が活用できておるという事も是非ご理解を願えたらと思いますのでよろしく願いいたします。

議長 次に、協議第23号 - 29各種事務事業（土地開発公社関係）の取扱いにつきまして、調整班長より説明願います。

事務局 失礼いたします。調整班長の好川でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより協議第23号 - 29各種事務事業（土地開発公社関係）の取扱いについてご説明を申し上げます。

土地開発公社につきましては、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備、住民福祉の増進に寄与することを目的とする特別法人であります。

調整方針といたしましては、大野原町土地開発公社及び豊浜町土地開発公社については、合併の前日までに解散し、その財産を観音寺市土地開発公社に譲渡するものとする。というものでございます。

次の105ページに現在の1市2町の土地開発公社の現状を記載しております。観音寺市が昭和48年3月31日設立、理事は11名、監事3名、大野原町が昭和48年11月6日設立、理事9名、監事2名、豊浜町が平成元年2月20日設立、理事が8名、監事が2名で業務を執行されております。

土地開発公社につきましては、以上でご説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま調整班長より協議第23号 - 29につきまして説明がありました。

何かご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、協議第23号 - 29各種事務事業（土地開発公社関係）の取扱いにつきましては、原案のとおり承認させていただきます。

次に、協議第23号 - 30各種事務事業（社会福祉協議会関係）の取扱いにつきまして調整班長より説明願います。

事務局 引き続き失礼いたします。

それでは、協議第23号 - 30各種事務事業（社会福祉協議会関係）の取扱いについてご説明を申し上げます。

社会福祉協議会につきましては、現在、1市2町で合併協議会を7月1日設立をし、合併協議を進める準備をされております。

調整方針といたしましては、

- 1 社会福祉協議会については、それぞれの実情を尊重し、統合に向けて調整に努める。
- 2 委託事業・補助事業・単独事業については、それぞれの社会福祉協議会の実情を尊重しながら、調整に努める。

というものでございます。

次の107ページに、現在の1市2町の社会福祉協議会の状況を掲載しております。

観音寺市が昭和49年設立、組織体制といたしまして理事16名、監事2名、評議員33名。大野原町が昭和55年設立、理事10名、監事2名、評議員21名。豊浜町が昭和57年設立、理事10名、監事2名、評議員21名。

委託事業といたしましては、観音寺市が障害者ホームヘルプサービス、豊浜町においては子育て支援ボランティア養成講座等を行っております。

単独事業につきましては、観音寺が福祉用具の貸与事業、大野原町におかれましては心配ごと相談事業、豊浜町においては福祉機器貸出事業等を行っております。

以上で、社会福祉協議会についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま調整班長より協議第23号-30につきまして説明がありました。

何かご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、協議第23号-30各種事務事業（社会福祉協議会関係）の取扱いにつきましては、原案のとおり承認させていただきます。

次に、協議第24号新市建設計画（その1）につきまして、計画班長より説明願います。

事務局 事務局計画班長の合田でございます。よろしくお願いいたします。

協議会資料の108ページをお開きください。

報告第24号新市建設計画（その1）について、次のとおり提案させていただきます。

新市建設計画（その1）について。

- 1 新市まちづくりのための住民アンケート調査結果報告については、別添のとおりとする。
- 2 新市建設計画の構成は、別紙（案）のとおりとする。
- 3 新市建設計画（第1章序論～第3章主要指標の見通し）は、別添（案）のとおりと

する。

でございます。

それでは、1から3を順にご説明させていただきます。

初めに、1の住民アンケート調査結果報告書についてでございますが、別添資料の新市まちづくりのための住民アンケート調査結果報告書をご覧いただけたらと思います。この中から主だったものをご説明させていただきます。

恐れ入りますが、2ページをお開きください。

一番上の表でございますが、アンケート調査の配布回収結果の概要でございます。調査の対象は、平成15年1月1日現在で1市2町の住民基本台帳に登録されている方を対象といたしております。そして、昭和60年4月1日以前に生まれた方、18歳以上の方全員でございますが、この方々を対象に実施されました。

この調査は、昨年の平成15年2月に実施され、2ページの下表にありますような回収状況となっております。確定の対象者が1市2町で5万5,429人、回収枚数が2万478枚、回収率36.94%でございます。

4ページの方をご覧いただけたらと思います。こちらは男性、女性の割合を示しております。

5ページでございますが、これは年齢別の割合でございます。40歳代以上の方合わせますと約60%を占めているというふうな状況でございます。

7ページから29ページにかけては、通勤・通学や普段の買い物、また食事や病院・医院の利用状況など、日常生活の行動範囲についてお伺いしたものでございます。詳細な内容につきましては、ご覧のとおりでございます。

恐れ入りますが、30ページをお開きください。ここからは、合併する場合、期待することや不安に思うこと、なってほしい町、それから期待する施策について回答いただいたものでございます。

初めに合併する場合に期待することとして、下のグラフのところでございますが、合併する場合、期待することをお尋ねしたところ、市長や議員及び職員の削減等による行政経費の節減等の効率化が全体の67.2%と最も多くなっており、財政の健全化や行政改革に対する期待が大きく、また広域的な視点でのまちづくりや行政サービスの高度化、多様化に期待を示していることをうかがえると思います。

続きまして、恐れ入りますが、37ページの方をご覧ください。

ここでは、合併する場合、不安に思うことをお尋ねしたところ、市役所や町役場が遠くなって今までより不便になるんじゃないかという回答が40.3%と最も多く、続いて公共料金が高くなり、住民負担が増えるのではないかなど、行政サービスの低下や負担増に対する不安が挙げられているようです。

続きまして、44ページでございます。

合併する場合、将来的になってほしいまちについてお尋ねしたところ、最も多かったのが子育て支援等に関する多様なサービスが提供できる福祉のまちでございます51.0%、次いで事故や災害、犯罪のない安全のまちと、福祉が充実して安全で暮らしやすく、また働きやすい産業のまちになってほしいという傾向が強いようです。

54ページでございますが、合併する場合、期待する施策についてお尋ねしたところ、医療機関の充実など保健医療体制の充実が52%と最も多く、次いで介護支援や生きがい対策など高齢者福祉の充実、それから若者が定住できる雇用の場の確保と続いております。

62ページから後につきましては、合併する場合または期待する施策についての分類別に集計されたものでございます。

住民の日常生活や行動の実態、また合併の効果と課題及び行政サービスに対する要望など住民の意識を把握することは、1市2町の合併に関する協議を進める上で、また新市におけるまちづくりの基礎資料とするために重要な事柄でございます。このような調査結果をもとに、合併に対する住民の方の思いや不安、また新市に対する期待する声を貴重なご意見、ご意向と受け止め、ただいま策定を進めております新市建設計画に反映してまいりたいと考えております。

以上で、新市まちづくりのための住民アンケート調査結果報告の説明を終わります。

続きまして、2の新市建設計画の構成についてでございます。

協議会資料の109ページをお開き願えたらと思います。新市建設計画の構成(案)でございます。

大きな項目といたしまして、第1章から第8章で構成されております。

初めに、第1章 序論でございます。この中で第1節は合併の必要性と効果でございます。ここでは、合併が必要となった背景と合併することによる効果について整理してまいります。次に、第2節でございます。計画の策定方針といたしまして、計画策定の趣旨、構成、期間、その他の策定方針について示してまいります。これは第2回の合併協議会で

既にご確認いただいた内容をまとめたものでございます。

第2章 現状と課題でございます。第1節から第6節までは、1市2町の地勢とか歴史的な背景をもとに社会経済指標の推移を把握して、第7章で地域の現状と課題ということで分析いたしております。

第3章 主要指標の見通しでございます。ここで合併後の新市における人口、世帯、その推移について推計するものでございます。

第4章でございますが、新市建設の基本方針。第1節で地域の課題等を踏まえ、新市建設の基本理念を示してまいります。第2節では、新市建設の基本理念のもとで目指すべき新市の将来像を示してまいります。第3節では、将来像の実現に向けて新市建設の基本目標、ゾーン別の整備方針、またネットワークの形成方針について示してまいります。

次に、第5章でございます。新市の施策でございます。ここでは、新市建設の基本目標に基づきまして施策体系や主要事業を示してまいります。

第6章では、新市建設における県の役割、また推進すべき県事業について示してまいります。

第7章では、合併後の公共的施設の適正配置と整備の考え方について示してまいります。

第8章 財政計画でございますが、合併後10年間の歳入、歳出について、普通会計ベースで性質別に主要費目の見込み額を示してまいります。

なお、次の110ページでございますが、先進地の構成内容の事例でございます。

以上で、新市建設計画の構成（案）についての説明を終わります。

それでは、続きまして、3 新市建設計画（第1章序論～第3章主要指標の見通し）についてご説明申し上げます。

お手元の新市建設計画（案）の別添の資料をご覧くださいと思います。

これは、本日もご提案いたしますのは、先ほど説明いたしました新市建設計画の構成の中から前半部であります第1章から第3章を提案するものでございます。

それでは、1ページをお開き願います。

第1章 序論でございます。第1節として合併の必要性と効果で、ここでは合併が必要となった背景と合併することによる効果について整理いたしております。

（1）の合併の必要性といたしまして、 から にまとめたものでございまして、 で は生活圈と一体化した行政組織の確立、 として住民ニーズの多様化・高度化への対応で

ございます。3ページでございますが、として少子・高齢化への対応、では地方分権の進展への対応、4ページに亘りまして、では基礎自治体としての行財政基盤の確立、それからで地域特性を生かした活力ある地域の形成、以上6項目を合併の必要性といたしましてまとめたものでございます。

次に、5ページでございますが、(2)合併の効果といたしまして、ご覧のようにから、この4点の項目でもってそのような内容でございます。そこで考えられたり期待ができる事柄についてまとめてございます。

6ページでございますが、第2節といたしまして計画の策定方針を掲げております。計画策定の趣旨、構成、期間、その他の策定方針について示しております。これは先ほども申しましたが、第2回の合併協議会でご確認いただいた内容をまとめたものでございます。

続きまして、7ページから11ページでございますが、ここでは第2章として現状と課題ということでまとめております。ここでは、1市2町の地理的条件や1市2町の成り立ち、また国勢調査によります人口、世帯の状況を掲載いたしております。

12ページからですが、ここには産業関係の事柄を載せております。産業に関する状況を表や、またグラフを織り交ぜながら掲載いたしております。就業構造や事業所数、また工業、商業、農業、水産業、林業についてそれに関する事柄を掲載させていただいております。

16ページでございますが、5として生活基盤の関係でございます。1市2町健康、福祉、医療施設に関するもの、それから子育て支援に関する保育所や幼稚園の施設について、また教育文化、スポーツ施設や都市基盤施設についてここでまとめております。

19ページに参りまして、6の圏域構造ということで、ここでは住民アンケートの結果などから1市2町の住民の日常的な行動の範囲をまとめたものでございます。

20ページと21ページにかけまして、7として地域の課題ということで、先ほどの第2章の1から6までの現状を踏まえまして、1市2町においてはどのような課題があるかを分析し、それを(1)から(5)まで整理、まとめたものでございます。これらの課題は新市建設計画の後半部分に出てまいります。基本方針につながっていく部分でございます。

22ページの方に亘りまして、第3章、主要指標の見通しで、ここでは平成7年と平成12年の国勢調査に基づきまして、平成32年までの1市2町の人口、世帯について推計

をしたものでございます。

ただいまご説明申し上げました第1章から第3章につきましては、今後提案されます第4章以降の基本理念や新市の将来像、また新市の施策との策定につながります基礎資料の部分でございます。

なお、第4章から第8章につきましては、順次、次回以降の合併協議会の中でご提案させていただきます予定でございます。

以上で、協議第24号新市建設計画（その1）についてのご説明を申し上げ、ご提案いたします。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま計画班長より協議第24号につきまして説明がありました。

何かご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、協議第24号新市建設計画（その1）につきましては、原案のとおり承認させていただきます。

続きまして、その他に移りたいと思います。

第6回、第7回、第8回の協議会日程につきまして、総務広報班長より説明を願います。

事務局 総務広報班の石川でございます。よろしくお願いいたします。

111ページをお開きください。

その他といたしまして、第6回から第8回までの協議会のご案内ですが、（1）といたしまして第6回の協議会が7月22日、（2）第7回の協議会が8月26日、第8回の協議会が9月22日に予定しております。

第8回の協議会でございますが、9月の第4木曜日はちょうど秋分の日でございますので、前日の水曜日、9月22日を予定させてもらっておりますが、その頃ちょうど各市町とも9月定例会等がございますので会期中になるかとも思われますので、一応予定ということとさせていただきますので、もし変更ございましたら事前にお知らせいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

場所と時間につきましては、いずれも午後1時30分から当会場で予定しております。

なお、協議内容につきましては、調整のついたものから順次協議項目に上げたいと思っております。委員の皆様には大変ご多忙とは思いますが、ご出席のほどをお願いします。

あと2点ほどお知らせなんですけど、1つは、7月1日発行の合併協議会だよりが昨日刷

り上がりましたので、お手元の方に配付させていただいておりますので、またご覧になっていただきたいと思います。

2点目は、前々回の協議会の折に大久保委員さんよりご意見のありましたホームページに効果音をということでありましたが、その後、メディアプランさんと検討いたしました、それぞれの市や町を代表する画面の動きとともに効果音が流れるようにトップ画面がリニューアルされておりますので、またご覧になっていただきたいと思います。お手元の協議会だよりの4ページにも載せてございますので、そのようなトップ画面が開かれまし

たときに効果音が流れるようになっておりますので、お知らせいたしておきます。

なお、お昼前のときにアクセス件数を見ましたが、5,720件余りになっておりました。大体毎日110件から150件程度であります。効果音を入れて昨日は200件を

超す件数になっておりました。お知らせいたしておきます。

以上でございます。

議長 ただいま総務広報班長から日程につきまして説明がありましたが、何かございませんか、ご質問は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、第6回、第7回、第8回の協議会の日程につきましては、原案のとおりといたします。

以上で、本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。

長時間にわたりまして、終始熱心にご協議いただきましてありがとうございます。

以上をもちまして閉会とさせていただきますが、なお閉会后、この場で委員の皆さん方で意見交換の場を持ちたいと思いますので、委員の皆さんは、恐れ入りますが、お席でお待ちくださいますようお願いいたします。

報道関係者の方は、恐れ入りますが、退席のほどよろしくようお願い申し上げます。

今日はどうもありがとうございました。

【閉会 午後3時34分】